

事業所税の申告にかかる事前送付物の変更について

豊中市におけるペーパーレスの推進、電子申告（eLTAX）の利用率向上の一環として、現在お送りしております事業所税の申告書関係書類について、送付物を一部変更いたします。

1.変更時期

令和8年（2026年）8月発送分（令和8年7月決算分）から

2.送付書類等

変更前	変更後
・ 申告書送付票 ・ 申告書第44号様式と納付書（複写） ・ 第44号様式別表1～4 ※対象法人のみ ・ みなし共同事業に係る明細書 ・ 減免申請書等	・ 申告のご案内 ・ 事業所等明細書（第44号様式別表1） ・ 納付書 ※対象法人のみ ・ 減免申請書等

3.申告書様式のHP掲載について

今回の変更に伴い送付を取りやめる申告書等の様式については、市HPに掲載中です。ダウンロードいただき、ご使用ください。

ダウンロードはこちら

事業所税各種様式を掲載しています

豊中市ホームページ：

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/sizei/jigyousho/jigyousyo.html>



4.電子申告（eLTAX）について

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告と納税（共通納税）を窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコン等から、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。ぜひご利用ください。利用方法の詳細は、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

【お問い合わせ先】

豊中市 財務部市民税課 事業所税担当

電話：06-6858-2154

